

平成25年 第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年10月22日(火) 午後1:30~午後1:56

2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
	5	佐藤 光男
	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 審議案件

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 25 年第 12 回 10 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、7番 小澤 守昭 君 お願いします。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
議 長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 12 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と一言でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、3番 長根 孝衛 君 並びに 8番 谷地村 久人君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	
議 長	<p>次に日程第 3 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 21 号から 25 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P2 日程第 3 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>受付番号 21 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P4 許可申請書の写し、P5 には申請地の位置図、P14 には農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 21 号は P14 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。P2 の 受付番号 22 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P6 に許可申請書の写し、P7 に 申請地の位置図、P14 には農地法 3 条 1 項の調査書を</p>

	<p>添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 22 号は P14 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>P2 の受付番号 23 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借による権利の設定であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P8 に許可申請書の写し、P9 に 申請地の位置図、P15 に農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 23 号は P15 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>P3 の 受付番号 24 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借による権利の設定であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P10 に許可申請書の写し、P11 に 申請地の位置図、P15 に農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 24 号は P15 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>P3 の 受付番号 25 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P12 に許可申請書の写し、P13 に 申請地の位置図、P16 に農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 25 号は P16 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果をはじめに担当の 5 番 佐藤委員から報告を求めます。</p>
佐藤委員	<p>議案第 2 5 号 受付番号 2 1 号から 2 3 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 2 1 号の申請地の地目は畑であり、売買による所有権移転後もにんにく等を作付し畑として利用するということでもあります。</p> <p>受付番号 2 2 号の申請地の地目は畑であります。売買による所有権移転後も畑として利用するということでもあります。</p>

	<p>受付番号23号の申請地の地目は畑であり、借り受け後も小麦等の作付を予定しております。これらの事や現地の状況等から3件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	次に、担当の7番 小澤委員から報告を求めます。
小澤委員	<p>議案第25号 受付番号24号から25号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号24号の申請地の地目は畑ではありますが、借り受け後は小麦等を作付け、畑として利用するということでもあります。</p> <p>受付番号25号の申請地の地目は畑であります。売買による所有権移転後はにんにく等の作付を予定しております。これらの事や現地の状況等から3件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第25号の受付番号21から25号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第25号の受付番号21から25号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成25年 第12回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>